

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、山形県漁業調整規則（令和 2 年県規則第 66 号）第 5 条第 1 項第 12 号に掲げるあわび・なまこ漁業につき、山形県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 あわび・なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類 の名称	漁具の種 類その他 の漁業の 方法	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総 トン数	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数	漁業を営む 者の資格
あわび・ なまこ漁 業（素潜 り）	素潜り	操業区域 （別記の 操業区域 をいう。）	4 月 1 日 から 8 月 31 日まで	定めなし （ただし性能 の基準等、別 に定めのある 場合はその 基準を満 たしている こと）	5 トン未 満	0	1 山形県飽 海郡遊佐町 比子、菅里、 吹浦及び酒 田市（平成 17 年 10 月 31 日 における酒 田市の区域 に限る。 ただし酒田 市飛島を除 く。）に住所 を有する者 2 山形県の 漁船登録を 受けた漁船 の使用者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 操業区域（世界測地系表記）

(1) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

ア	北緯 38 度 59.140 分	東経 139 度 50.474 分
イ	北緯 38 度 59.351 分	東経 139 度 49.797 分
ウ	北緯 38 度 57.783 分	東経 139 度 48.989 分
エ	北緯 38 度 57.044 分	東経 139 度 47.939 分
オ	北緯 38 度 56.997 分	東経 139 度 47.935 分

カ	北緯 38 度 56.850 分	東経 139 度 47.859 分
キ	北緯 38 度 56.587 分	東経 139 度 47.485 分
ク	北緯 38 度 56.532 分	東経 139 度 47.493 分
ケ	北緯 38 度 56.486 分	東経 139 度 47.430 分
コ	北緯 38 度 56.448 分	東経 139 度 47.474 分
サ	北緯 38 度 56.465 分	東経 139 度 47.498 分
シ	北緯 38 度 56.176 分	東経 139 度 47.508 分
ス	北緯 38 度 56.049 分	東経 139 度 47.806 分
セ	北緯 38 度 55.968 分	東経 139 度 47.842 分
ソ	北緯 38 度 55.691 分	東経 139 度 47.958 分
タ	北緯 38 度 55.457 分	東経 139 度 48.533 分
チ	北緯 38 度 55.503 分	東経 139 度 48.560 分